

長埴建設労働組合宿泊旅行費補助制度

目 的

組合員の心身のリフレッシュを図ることにより、健康の維持・増進、明日への活力につなげていくことを目的として実施します。

補助要件

慰安・保養を目的とした国内宿泊旅行（家族旅行、個人旅行、団体旅行など）を行なった場合に補助します。

ただし、支部などの会議を伴う宿泊は補助対象となりません。（支部総会など）

また、長建国保の宿泊旅行補助と同時申請する場合は、補助額が自己負担額を超えない範囲とします。

補助対象者

①組合員本人 ②配偶者 ③子供（18歳以下）とします。

※親、孫等は補助対象になりません。

補助額

補助対象者1人につき3,000円を限度に補助します。自己負担額が補助額未満の場合はその実費を補助します。

補助の回数

組合員1人につき、年度内（4月～3月）1回とします。

申請と給付

本申請書に領収書の写しを添え申請して下さい。支給決定後、労金口座に振り込みします。

※年度分の最終受付締日は4月10日です。但し、予算額に達し次第締め切りとなります。

※本申請書に宿泊先の証明印がない場合は受付できませんのでご注意ください。